

# ★豊中市介護予防・日常生活支援総合事業

## 独自加算算定要件について(通所型サービスA)

### I. 自立支援促進体制加算

自立支援促進体制（介護予防に資するプログラムの実施）について、所定の様式であらかじめ市へ届け出た場合に算定できます。

#### 【届出の内容】

以下の項目について届出書（様式一自立支援）に必要事項を記載したうえで提出してください。

事業所名、事業所所在地、連絡先（電話番号）

プログラム名

プログラムの内容

※別紙資料等があれば添付すること。

プログラムの実施により期待される効果

※利用者にどのような運動機能の向上・改善が見込まれるかを具体的に記載すること。

実施体制

※利用者の人数に対するスタッフの配置数、同じ利用者に対する実施頻度等を記載すること。

定期的な効果測定の実施及びその経過記録の整備

※市から求めがあった場合は、当該測定結果を提示していただきます。

利用者への説明

※契約時に利用者へ取組み内容を説明し、その説明を受けたことを証する書類を保管すること。

### II. 軽度化加算

介護度が軽度化（要支援 2 から要支援 1 もしくは要介護要支援認定非該当（事業対象者含む）、要支援 1 から要介護要支援認定非該当（事業対象者除く））した場合、単位数に利用月数（12 月上限）を乗じて得た単位数を軽度化前最終利用月に算定できます（市への届出は不要）。